

令和 8 年第 4 回都城市議会定例会（9 月）

（議案第 8 6 号～第 1 1 3 号、諮問第 2 号～第 7 号）

議案第 86 号

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 都城市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年条例第31号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等） 第16条 第14条及び前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。）で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又はスマートフォン（自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。）（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等） 第16条 第14条及び前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。）で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又はスマートフォン（自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。）（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その</u>

交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部市民課】

条例名	都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	出入国管理及び難民認定法等の改正により、個人番号カードとしての機能が付加された特定在留カード又は特別永住者証明書を発行することが可能となったことに伴い、当該カード又は当該証明書を利用して多機能端末機で印鑑登録証明書の交付申請をすることができるようにするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	特定在留カードの追加（第 16 条） 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、特定在留カード又は特別永住者証明書でも交付申請が可能となるよう追加する。		
関係する法令 及びその条項	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2		
制定改廃を要する 関係条例等			
備考			

議案第 87 号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～18 （略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 （略） 2～15 （略） 16 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> （1）・（2） （略） （3） <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す</u>	附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略） 2～18 （略） <u>19 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u> （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 （略） 2～15 （略） 16 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> （1）・（2） （略） （3） <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す</u>

る法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

（4）～（6） （略）

る法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

（4）～（6） （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の規定は、令和9年度以後の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部資産税課】

条例名	都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	地方税法が改正されたことに伴い、国の施策に基づく税制改正への対応について規定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 地方税法附則第 15 条の 11 の規定に基づく減額措置の割合について規定（附則第 10 条の 2 第 19 号） 地方税法附則第 15 条の 11 の規定に基づく固定資産税の減額措置について、対象の拡大や内容の強化が行われるとともに、条例で定める割合に相当する額を減額されることとなったため、当該割合を規定。 2 提出書類等の見直し（附則第 10 条の 3） 減額措置を受けようとする者が申告の際に提出する書類等の見直し。		
関係する法令 及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 11 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条の 2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 19 号		
制定改廃を要する 関係条例等			
備考			

議案第 88 号

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1 （第 4 条関係）			別表第 1 （第 4 条関係）		
市の執行機関	事務		市の執行機関	事務	
(略)			(略)		
2 市長	都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱（平成27年度告示第231号）による外国人の生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		2 市長	都城市法定外予防接種の実施に関する規則（平成18年規則第264号）による予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			(略)		
別表第 2 （第 4 条関係）			別表第 2 （第 4 条関係）		
市の執行機関	事務	特定個人情報	市の執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	都城市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の	1 市長	都城市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱による外国人の生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「母子父子家庭医療費助成関係情報」という。）、都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱（平成27年度告示第231号）による外国人の生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「母子父子家庭医療費助成関係情報」という。）、都城市重度心身障害者

		による医療費の助成に関する情報（以下「重心医療費助成関係情報」という。）及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重心医療費助成関係情報」という。）及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 市長	都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱による外国人の生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、地方税関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年	2 市長	都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱による外国人の生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）、都城市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）、都城市単独住宅条例による単独住宅の管理に関する情報（以下「単独住宅関係情報」という。）、母子父子家庭医療費助成関係情報、重心医療費助成関係情報、都城市寡婦等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「寡婦等医療費助成関係情報」という。）及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

		法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、都城市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)、都城市単独住宅条例による単独住宅の管理に関する情報(以下「単独住宅関係情報」という。)、母子父子家庭医療費助成関係情報、重心医療費助成関係情報、都城市寡婦等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「寡婦等医療費助成関係情報」という。)及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
	(略)			(略)	
4	市長	都城市母子及び父子家庭医療費助成	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、	4	市長 都城市母子及び父子家庭医療費助成 医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、

	に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報、外国人生活保護関係情報、重心医療費助成関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(略)		
7 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	公営住宅関係情報、子ども医療費助成関係情報、外国人生活保護関係情報、単独住宅関係情報、母子父子家庭医療費助成関係情報、重心医療費助成関係情報及び寡婦等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	(略)	
9 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	(略)	
11 市長	(略)	
12 市長	(略)	

	に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による療養介護又は施設入所支援に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報、外国人生活保護関係情報、重心医療費助成関係情報及び住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
(略)		
7 市長	生活保護法による生活保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	公営住宅関係情報、子ども医療費助成関係情報、単独住宅関係情報、母子父子家庭医療費助成関係情報、重心医療費助成関係情報及び寡婦等医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
8 市長	(略)	
9 市長	(略)	
10 市長	(略)	
11 市長	(略)	

13	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14	市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で	(略)

12	市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険	(略)
----	----	--	-----

	あつて規則で定めるもの	
17 市長	(略)	
18 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
19 市長	(略)	
20 市長	(略)	

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(略)			
6 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び外国人生活保護関係

	料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	
13 市長	(略)	
14 市長	(略)	
15 市長	(略)	

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(略)			
6 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当

			情報であって規則 で定めるもの				関係情報』とい う。)、地方税関係 情報、中国残留邦 人等支援給付等関 係情報及び外国人 生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの
(略)				(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部こども家庭課】

条例名	都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 27 年 12 月
制定改廃の目的・背景	予防接種法に基づかない任意接種について、マイナンバーを利用して事務を行うことができるようにするとともに、法令の改正に伴う条例との条文の重複を解消するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 独自利用事務の追加及び削除（別表第 1） 独自利用事務として、都城市法定外予防接種の実施に関する規則（平成 18 年規則第 264 号）による予防接種に関する事務を追加し、外国人の生活保護の措置に関する事務を削除。 2 庁内連携等の見直し（別表第 2 及び別表第 3） 外国人生活保護関係情報を特定個人情報とする事務のうち、国の命令により対応可能な事務について削除。 その他、文言等を整理。		
関係する法令及びその条項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号）		
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第 89 号

都城市地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市地区体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市地区体育館条例の一部を改正する条例

都城市地区体育館条例（平成18年条例第283号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
（名称及び位置） 第2条 地区体育館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>都城市祝吉地区体育館</td><td><u>都城市千町4962番地</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table>	名称	位置	（略）		都城市祝吉地区体育館	<u>都城市千町4962番地</u>	（略）		（名称及び位置） 第2条 地区体育館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>都城市祝吉地区体育館</td><td><u>都城市早水町4524番地 1</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table>	名称	位置	（略）		都城市祝吉地区体育館	<u>都城市早水町4524番地 1</u>	（略）	
名称	位置																
（略）																	
都城市祝吉地区体育館	<u>都城市千町4962番地</u>																
（略）																	
名称	位置																
（略）																	
都城市祝吉地区体育館	<u>都城市早水町4524番地 1</u>																
（略）																	

附 則

この条例は、令和8年10月11日から施行する。

議案第 89 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：スポーツ部スポーツ政策課】

条例名	都城市地区体育館条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	☐ 新規制定 ☒ 一部改正 ☐ 全部改正 ☐ 廃止		
施行予定日	令和 8 年 10 月 11 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	祝吉地区体育館の移転新築に伴い、住所の変更をするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	都城市祝吉地区体育館の住所を変更（第 2 条） 都城市千町 4962 番地 → 都城市早水町 4524 番地 1		
関係する法令 及びその条項			
制定改廃を要する 関係条例等			
備考			

議案第 95 号

令和 7 年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度都城市一般会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 96 号

令和 7 年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度都城市国民健康保険特別会計（事業勘定及び診療施設勘定）歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 97 号

令和 7 年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 98 号

令和 7 年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 7 年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 99 号

令和 7 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 1 0 0 号

令和 7 年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 1 0 1 号

令和 7 年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 1 0 2 号

令和 7 年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 1 0 3 号

令和 7 年度都城市水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度都城市水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 1 0 4 号

令和 7 年度都城市簡易水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度都城市簡易水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 1 0 5 号

令和 7 年度都城市御池簡易水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度都城市御池簡易水道事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、
地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 1 0 6 号

令和 7 年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度都城市公共下水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、
地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 1 0 7 号

令和 7 年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について

令和 7 年度都城市農業集落排水事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、
地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 108 号

議決事項の変更について

令和 6 年 9 月 24 日に議決された議案第 102 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 609,304,300 円

工事請負契約の締結について

R6企工第1号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（1工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | R6企工第1号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（1工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 557,700,000円 |
| 4 契約の相手方 | 丸宮・真栄・相葉 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市庄内町8031番地2
丸宮建設 株式会社 |

R 6 企工第 1 号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（1 工区）
造成等工事

1 工事概要

- ・開発区域 $A = 62,070 \text{ m}^2$
- ・造成工 切土 $V = 11,636 \text{ m}^3$
- ・盛土 $V = 43,756 \text{ m}^3$
- ・防災施設工 $N = \text{一式}$
- ・雨水排水工 $N = \text{一式}$
- ・消防水利工 $N = \text{一式}$
- ・道路築造工 $N = \text{一式}$
- ・調整池工 $N = \text{一式}$
- ・緑地工 $N = \text{一式}$

2 予定価格 565,556,200 円（消費税及び地方消費税込み）
514,142,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 557,700,000 円（消費税及び地方消費税込み）
507,000,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.61%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第 1 回入札金額（円）	摘要
大淀・都北・木場 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	514,142,000	
徳満・桜木・南星 特定建設工事共同企業体 (40:35:25)	511,500,000	
丸宮・真栄・相葉 特定建設工事共同企業体 (45:35:20)	507,000,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第31号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和6年9月24日（令和6年議案第102号）		
工 事 件 名	R6企工第1号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（1工区）造成等工事		
相 手 方	丸宮・真栄・相葉 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	557,700,000円
		今回変更後の契約金額	574,559,700円
		議決金額からの増減額	16,859,700円増額 (増減率3.02%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・本市では国が推奨する ICT 技術活用を、受注者の希望により採用しており、受注者から ICT 活用の申し出があり、3次元測量費を追加するもの。 ・埋蔵文化財調査によって発生した現場内の仮置土を移動する必要があるため、掘削（押土）の施工を追加する。また、現地盤の形状が設計時と相違していることから、道路土工の設計を変更する。 ・管理用道路において、道路構造物が重複する部分の縁石工を一部削除する。 ・仮設工において、仮囲いの設置期間短縮により減額する。 ・国道10号の国へ委託する工事よりも本造成工事の整備が進むことから、国との協議により排水施設及び盛土工の一部を市施工とし追加する。 ・その他、工事実施に伴う数量の増減。		

1 変更理由

- ・受注者による I C T 活用の申し出に伴い、3 次元出来形管理等に要する費用を追加計上するとともに、土地造成工に係る土工数量を 3 次元による高精度で算出された数量に変更するもの。
- ・粉塵対策として、砕石による盛土表面の被覆等を追加実施するもの。
- ・その他、工事実施に伴う数量等の増減。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額（円）
土地造成工	I C T 活用に伴う費用の追加及び数量変更による増	1 0, 9 3 6, 0 0 0 円
土地造成工	粉塵対策の追加	2 3, 0 3 8, 0 0 0 円
その他	工事実施に伴う数量等の増減	▲ 2, 3 8 8, 0 0 0 円
合計（税抜）		3 1, 5 8 6, 0 0 0 円
消費税及び地方消費税額		3, 1 5 8, 6 0 0 円
追加費用総計		3 4, 7 4 4, 6 0 0 円

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	5 7 4, 5 5 9, 7 0 0 円
追加費用額	3 4, 7 4 4, 6 0 0 円
変更後の契約金額	6 0 9, 3 0 4, 3 0 0 円

議案第 1 0 9 号

議決事項の変更について

令和 6 年 1 2 月 1 8 日に議決された議案第 1 3 4 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 5 0 2 , 4 4 4 , 8 0 0 円

工事請負契約の締結について

R6企工第3号 工業団地造成事業 梅北インター工業団地（1・2工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | R6企工第3号 工業団地造成事業
梅北インター工業団地（1・2工区）造成等工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 402,380,000円 |
| 4 契約の相手方 | 桜木・徳満・東洋 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市高城町桜木1693番地2
株式会社 桜木組 |

R 6 企工第 3 号 工業団地造成事業

梅北インター工業団地（1・2 工区）造成等工事

1 工事概要

・開発区域	A = 29,831 m ²		
・造成工 切土	V = 400 m ³		
・盛土	V = 36,345 m ³		
・防災施設工	N = 一式	・調整池工	N = 一式
・道路築造工	N = 一式	・仮設工	N = 一式
・雨水排水工	N = 一式	・緑地工	N = 一式
・地区外用水路工	N = 一式	・撤去工	N = 一式

2 予定価格 406,700,800 円（消費税及び地方消費税込み）

369,728,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 402,380,000 円（消費税及び地方消費税込み）

365,800,000 円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.93%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
桜木・徳満・東洋 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	365,800,000	落札
南星・今元・博栄 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	369,728,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第 99 号

議決事項の変更について

令和 6 年 12 月 18 日に議決された議案第 134 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 443,296,700 円

専決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事
の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 27 日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和 7 年 6 月 27 日（令和 7 年議案第 99 号）		
工 事 件 名	R 6 企工第 3 号 工業団地造成事業 梅北インター工業団地（1・2 工区）造成等工事		
相 手 方	桜木・徳満・東洋 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	443,296,700 円
		今回変更後の契約金額	472,298,200 円
		議決金額からの増減額	29,001,500 円増額 (増減率 6.54%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・発生土改良工において、生石灰の添加量決定のための配合試験費を追加し、その結果に基づき、添加量と工事实績に応じた改良土量を変更するもの。 ・調整池工及び雨水排水工の掘削において、床面が湧水により軟弱であることが判明したため、割栗石による地盤置換を追加するもの。 ・雨水排水工における集水桝については、既存桝の取壊し後に造成高に合わせた現場打ちの集水桝を設置する計画だったが、既存桝に幹線用水路φ1000が接続しており、稲作期間の通水確保のため、既存桝を使用しつつ既製品の集水桝に変更するもの。 ・その他、工事実施に伴う数量の増減。		

（文書取扱 総務部契約課）

1 変更理由

- ・労務単価等の変動により請負代金額の変更請求があったため、工事請負契約約款第25条第6項に基づき、インフレスライドに伴う請負代金額の変更を行うもの。
- ・その他、工事実施に伴う数量の増減。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額（円）
その他	インフレスライドに伴う請負代金額の追加	18,620,000円
その他	工事実施に伴う数量の増減	8,786,000円
合計（税抜）		27,406,000円
消費税及び地方消費税額		2,740,600円
追加費用総計		30,146,600円

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	472,298,200円
追加費用額	30,146,600円
変更後の契約金額	502,444,800円

議案第 1 1 0 号

議決事項の変更について

令和 7 年 3 月 2 1 日に議決された議案第 4 0 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 1, 1 0 6, 5 8 9, 0 0 0 円

工事請負契約の締結について

R6企工第6号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（3－2工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 契約の目的 R6企工第6号 工業団地造成事業
都城インター工業団地高木北地区（3－2工区）造成等工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 834,130,000円
- 4 契約の相手方 丸昭・徳満・南星 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山田町山田2112番地3
丸昭建設 株式会社

R 6 企工第 6 号 工業団地造成事業

都城インター工業団地高木北地区（3－2 工区）造成等工事

1 工事概要

- ・ 開発区域 $A = 84,146 \text{ m}^2$
- ・ 造成工 切土 $V = 5,011 \text{ m}^3$
- ・ 造成工 盛土 $V = 212,676 \text{ m}^3$
- ・ 道路築造工 $N = \text{一式}$
- ・ 調整池工 $N = \text{一式}$
- ・ 緑地工 $N = \text{一式}$
- ・ 防災施設工 $N = \text{一式}$
- ・ 撤去工 $N = \text{一式}$
- ・ 敷地境界工 $N = \text{一式}$
- ・ 仮設工 $N = \text{一式}$
- ・ 旧河川護岸撤去 $N = \text{一式}$
- ・ 農業用配水管工 $N = \text{一式}$

2 予定価格 8 4 2, 6 4 7, 3 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）

7 6 6, 0 4 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 8 3 4, 1 3 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）

7 5 8, 3 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 9 8. 9 8 %

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
丸昭・徳満・南星 特定建設工事共同企業体 (45 : 35 : 20)	758,300,000	落札
大淀・都北・福永 特定建設工事共同企業体 (50 : 30 : 20)	759,900,000	
桜木・丸宮・坂元 特定建設工事共同企業体 (50 : 30 : 20)	766,000,000	
吉原・木場・上村 特定建設工事共同企業体 (50 : 30 : 20)	辞退	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第 16 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事
の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 6 月 10 日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和 7 年 3 月 21 日（令和 7 年議案第 40 号）		
工 事 件 名	R 6 企工第 6 号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（3－2 工区）造成等工事		
相 手 方	丸昭・徳満・南星 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	834,130,000 円
		今回変更後の契約金額	858,121,000 円
		議決金額からの増減額	23,991,000 円増額 (増減率 2.87%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・新労務単価（令和 7 年 3 月単価）の適用に係る特例措置の請求により増額するもの。		

（文書取扱 総務部契約課）

議案第 139 号

議決事項の変更について

令和 7 年 3 月 21 日に議決された議案第 40 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 867,981,400 円

専決第 37 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事
の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 19 日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和 7 年 9 月 24 日（令和 7 年議案第 139 号）		
工 事 件 名	R 6 企工第 6 号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区 （3－2 工区）造成等工事		
相 手 方	丸昭・徳満・南星 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	867,981,400 円
		今回変更後の契約金額	895,506,700 円
		議決金額からの増減額	27,525,300 円増額 (増減率 3.17%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・ 造成土量において、空中写真測量による高精度の土量計算結果、造成土量を増加するもの。 ・ 造成工事において、大量に必要となる盛土材を公共工事残土で確保することとしているが、計画工程で進捗した場合、盛土材調達見込み量が不足することから、円滑な工事の進捗を図るため、購入による盛土材を増加するもの。 ・ 旧河川護岸及び旧農業用水路跡地において、掘削作業等による埋設物調査を追加するもの。		

（文書取扱 総務部契約課）

議案第 77 号

議決事項の変更について

令和 7 年 3 月 21 日に議決された議案第 40 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 999,816,400円

1 変更理由

- ・分譲地の区画変更に伴い、道路排水構造物の規格、数量等及び造成計画高の変更を行うもの。
- ・粉塵対策として、仮囲いの移設及び砕石による盛土表面の被覆等を追加実施するもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額（円）
道路築造工 土地造成工外	分譲地の区画変更に伴う、 計画変更による増	50,096,692円
土地造成工	粉塵対策の追加	46,969,308円
合計（税抜）		97,066,000円
消費税及び地方消費税額		9,706,600円
追加費用総計		106,772,600円

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	999,816,400円
追加費用額	106,772,600円
変更後の契約金額	1,106,589,000円

議案第 1 1 1 号

議決事項の変更について

令和 7 年 3 月 2 1 日に議決された議案第 4 1 号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 6 3 0 , 3 3 7 , 4 0 0 円

議案第41号

工事請負契約の締結について

R6企工第5号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（3－1工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 契約の目的 R6企工第5号 工業団地造成事業
都城インター工業団地高木北地区（3－1工区）造成等工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 675,620,000円
- 4 契約の相手方 大淀・都北・福永 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市上長飯町5427番地1
大淀開発 株式会社

R 6 企工第 5 号 工業団地造成事業

都城インター工業団地高木北地区（3－1 工区）造成等工事

1 工事概要

- ・開発区域 $A = 60,878 \text{ m}^2$
- ・造成工 盛土 $V = 171,245 \text{ m}^3$
- ・道路築造工 $N = \text{一式}$ ・消防水利工 $N = \text{一式}$
- ・地区外道路工 $N = \text{一式}$ ・緑地工 $N = \text{一式}$
- ・防災施設工 $N = \text{一式}$ ・撤去工 $N = \text{一式}$
- ・旧河道護岸撤去 $N = \text{一式}$ ・仮設工 $N = \text{一式}$

- 2 予定価格 6 8 1, 1 2 2, 2 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）
 6 1 9, 2 0 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税抜き）

- 3 落札価格 6 7 5, 6 2 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）
 6 1 4, 2 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税抜き）

- 4 落 札 率 9 9 . 1 9 %

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第 1 回入札金額（円）	摘要
大淀・都北・福永 特定建設工事共同企業体 （5 0 : 3 0 : 2 0）	614,200,000	落札
桜木・丸宮・坂元 特定建設工事共同企業体 （5 0 : 3 0 : 2 0）	619,000,000	
吉原・木場・上村 特定建設工事共同企業体 （5 0 : 3 0 : 2 0）	辞退	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第 14 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事
の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 23 日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和 7 年 3 月 21 日（令和 7 年議案第 41 号）		
工 事 件 名	R 6 企工第 5 号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（3－1 工区）造成等工事		
相 手 方	大淀・都北・福永 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	675,620,000 円
		今回変更後の契約金額	694,267,200 円
		議決金額からの増減額	18,647,200 円増額 (増減率 2.76%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・新労務単価（令和 7 年 3 月単価）の適用に係る特例措置の請求により増額するもの。		

（文書取扱 総務部契約課）

専決第 33 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事
の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 25 日専決

都城市長 池 田 宜 永

議決年月日	令和 7 年 3 月 21 日（令和 7 年議案第 41 号）		
工 事 件 名	R 6 企工第 5 号 工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区 （3－1 工区）造成等工事		
相 手 方	大淀・都北・福永 特定建設工事共同企業体		
変 更 事 項	契約金額	議決のあった契約金額	675,620,000 円
		第 1 回変更後の契約金額	694,267,200 円
		今回変更後の契約金額	682,390,500 円
		議決金額からの増減額	6,770,500 円増額 (増減率 1.00%増)
変 更 理 由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・造成土量において、工事着手前に公共残土の受け入れが可能になったこと、空中写真測量による高精度の土量計算結果、数量を減少するもの。 ・受注者希望型の ICT 技術活用において、受注者から活用の申し出があり、3 次元測量、ICT 建設機械施工、3 次元出来形管理等の費用を追加するもの。 ・工事着手前に受け入れた公共残土は搬入元の事業者により所定の敷き均しを行っているが、施工管理基準に基づいた密度を得るため、転圧作業を追加するもの。 ・旧河道護岸及び旧農業用水路跡地において、埋設物調査を追加するもの。		

（文書取扱 総務部契約課）

1 変更理由

- ・分譲地の区画変更に伴い、主要区画道路5号線の施工を取りやめるもの。また、この変更に伴い、道路排水構造物の規格、数量等及び造成計画高の変更を行うもの。
- ・粉塵対策として、仮囲いの移設及び砕石による盛土表面の被覆等を追加実施するもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額（円）
道路築造工 土地造成工外	分譲地の区画変更に伴う、 計画変更による減	▲ 8 3 , 2 1 1 , 9 7 9 円
土地造成工	粉塵対策の追加	3 5 , 8 9 0 , 9 7 9 円
合計（税抜）		▲ 4 7 , 3 2 1 , 0 0 0 円
消費税及び地方消費税額		▲ 4 , 7 3 2 , 1 0 0 円
追加費用総計		▲ 5 2 , 0 5 3 , 1 0 0 円

3 変更後の契約金額

現在の契約金額	6 8 2 , 3 9 0 , 5 0 0 円
追加費用額	▲ 5 2 , 0 5 3 , 1 0 0 円
変更後の契約金額	6 3 0 , 3 3 7 , 4 0 0 円

議案第 1 1 2 号

議決事項の変更について

令和 5 年 1 2 月 1 8 日に議決された議案第 1 4 9 号「公の施設の指定管理者の指定について」の一部を下記のとおり変更する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

指定の期間を次のように改める。

3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市児童館条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市下水流児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人桜ます
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 3 号

令和 7 年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金 4 7, 1 9 3, 4 2 9 円を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

